



# ご遺族のための手続きガイド

(死亡届後の手続きのご案内)

## 久留米市

ご遺族の皆様、謹んでおくりやみ申し上げます。

身近な方が亡くなられた後は、健康保険証や介護保険証の返却のほか、未支給年金や遺族年金の請求など様々な手続き(申請・届出)が必要になります。このガイドでは、その手続きに必要なものをまとめていますのでどうぞ活用ください。

なお、このガイドは久留米市に住所があった方がお亡くなりになった場合のもので、久留米市以外の方は、住所があった市区町村の窓口へお問い合わせください。

また、土日や連休に死亡届を届出された場合、住民票に反映されるまで数日を要します。未反映の場合は、手続きの案内を行うことができませんので、ご了承ください。

■窓口はこちらです。

	問い合わせ先	住所
市役所(本庁) ご遺族サポート窓口(予約制)	TEL:0942-30-9828 FAX:0942-30-9758	城南町15番地3

■ご遺族サポート窓口のほか、以下9ヶ所の各総合支所・各市民センターでも手続きできます。

※一部各総合支所・各市民センターではお取り扱いできない手続きもありますので、詳しくはおたずねください。

田主丸総合支所(市民福祉課)	TEL:0943-72-2112 FAX:0943-72-3819	田主丸町田主丸459番地11
北野総合支所(市民福祉課)	TEL:0942-78-3552 FAX:0942-78-6482	北野町中3245番地3
城島総合支所(市民福祉課)	TEL:0942-62-2112 FAX:0942-62-3732	城島町櫛津743番地2
三瀨総合支所(市民福祉課)	TEL:0942-64-2312 FAX:0942-65-0957	三瀨町玉満2779番地1
耳納市民センター	TEL:0942-47-0099 FAX:0942-41-5107	善導寺町飯田202番地6
筑邦市民センター	TEL:0942-27-0099 FAX:0942-51-3107	大善寺町宮本165番地12
上津市民センター	TEL:0942-21-0099 FAX:0942-51-2107	上津1丁目13番21号
高牟礼市民センター	TEL:0942-45-0099 FAX:0942-41-1107	御井町2259番地3
千歳市民センター	TEL:0942-44-0099 FAX:0942-41-1207	東合川8丁目6番21号



開庁時間:月~金曜日(祝祭日を除く)8時30分~17時15分  
※木曜日は一部窓口を19時まで延長

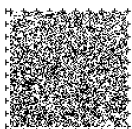
(R4.7.1現在)



# 市役所での主な手続き一覧

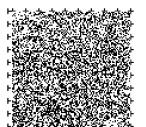
市外局番（0942）

区分	手続きが必要な方	主な手続き	該当	済	問い合わせ窓口	参照ページ
住民関係	3名以上の世帯で、亡くなられた方が世帯主である	■世帯主の変更		<input type="checkbox"/>	市民課 TEL：30-9027 FAX：30-9758	7
	印鑑登録をしている	■くるめ市民カード（印鑑登録証）の返還		<input type="checkbox"/>		—
	個人番号カード（マイナンバーカード）または通知カードまたは住民基本台帳カードを所持している	■カードの返還 ※相続等の手続きが完了するまでは保管しておいてください		<input type="checkbox"/>		
保険	国民健康保険に加入している	■保険証の返還		<input type="checkbox"/>	健康保険課 TEL：30-9029 FAX：30-9751 ※「健康保険料引落口座の変更」の手続きのみ TEL：30-9031	7・8
	または国民健康保険に加入している方のいる世帯である	■葬祭費の支給申請		<input type="checkbox"/>		
		■高額療養費の支給申請		<input type="checkbox"/>		
		■高額療養費等振込口座の変更		<input type="checkbox"/>		
		■保険料引落口座の変更		<input type="checkbox"/>		
	後期高齢者医療保険に加入している	■保険証の返還		<input type="checkbox"/>		
		■葬祭費の支給申請		<input type="checkbox"/>		
		■高額療養費の支給申請		<input type="checkbox"/>		
■高額療養費等振込口座の変更			<input type="checkbox"/>			
■後期高齢者医療の送付先申請		<input type="checkbox"/>				
介護保険	65歳以上の方または介護認定を受けている（認定申請中含む）	■介護保険被保険者証の返還		<input type="checkbox"/>	介護保険課 TEL：30-9036 FAX：36-6845	8・9
		■介護保険高額介護サービス費の支給・振込口座変更		<input type="checkbox"/>		
医療	下記のいずれかをお持ちである ・重度障害者医療証 ・子ども医療証 ・ひとり親家庭等医療証	■医療証の返還		<input type="checkbox"/>	医療・年金課 TEL：30-9034 FAX：30-9107	10
	配偶者が亡くなられて18歳未満の児童を監護している	■ひとり親家庭等医療の認定申請 ※ひとり親家庭等医療に該当する場合があります（所得制限あり）		<input type="checkbox"/>		
年金	国民年金を受給している	■未支給年金の請求（老齢基礎年金・遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金）		<input type="checkbox"/>	医療・年金課 TEL：30-9032 FAX：30-9107	10・11
	国民年金に加入している	■遺族基礎年金の請求		<input type="checkbox"/>		
		■寡婦年金の請求		<input type="checkbox"/>		
		■死亡一時金の請求		<input type="checkbox"/>		
	厚生年金・企業年金・共済年金に加入していた 恩給を受給している	手続きできる人や、必要書類、申請窓口は状況により異なります。詳しくはP11に記載の関連機関へお問い合わせください。				
子ども	児童手当の受給者である	■児童手当未支払請求 ※児童を今後養育していく方は児童手当の申請が必要です		<input type="checkbox"/>	家庭子ども相談課 TEL：30-9066 FAX：30-9718	13
	児童扶養手当の受給者である	■受給者死亡兼未支払手当請求 ※児童を今後養育していく方は児童扶養手当を受給できる可能性があります		<input type="checkbox"/>		



# 市役所での主な手続き一覧 (このページの手続きは市民センターではお取り扱いできません。)

区分	手続きが必要な方	主な手続き	該当	済	問い合わせ窓口	参照ページ
各 高 種 サ ー ビ ス に 係 ス ル	下記のいずれかを受給している ・ おむつ券の支給 ・ 高齢者配食サービスの利用 ・ 緊急通報システムの利用	■おむつ券の返却・喪失届		<input type="checkbox"/>	長寿支援課	9・10
		■各種サービス等の辞退届		<input type="checkbox"/>	TEL：30-9038 FAX：36-6845	
障 害 福 祉	障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちである	■手帳の返還		<input type="checkbox"/>	障害者福祉課 TEL：30-9035 FAX：30-9752	11
	下記のいずれかを受給している ・ 特別障害者手当 ・ 障害児福祉手当 ・ 経過的福祉手当	■手当での喪失届 ※未支給手当の請求ができる場合があります		<input type="checkbox"/>		
	福岡県心身障がい者扶養共済制度に加入している	■福岡県心身障がい者扶養共済加入者の年金請求		<input type="checkbox"/>		
税 金	市・県民税が課税されている	■市県民税代表相続人届出		<input type="checkbox"/>	市民税課 TEL：30-9008 FAX：30-9753	12
	原動機付自転車・小型特殊自動車を所有している	■名義変更・廃車		<input type="checkbox"/>	市民税課 TEL：30-9009 FAX：30-9753	
	亡くなられた方名義の固定資産がある	■固定資産税納税代表者設定届		<input type="checkbox"/>	資産税課 TEL：30-9010 FAX：30-9753	12
	未登記家屋を持っている	■家屋補充台帳登録変更		<input type="checkbox"/>	税収納推進課 TEL：30-9007 FAX：30-9753 ※手続きできる窓口は本庁のみです	13
	市税を亡くなられた方の口座から口座振替で納税している	■口座振替の停止手続き		<input type="checkbox"/>	住宅政策課 TEL：30-9086 FAX：30-9743 ※手続きできる窓口は本庁のみです	13
市 営 住 宅	亡くなられた方が名義人である	■退去・名義変更		<input type="checkbox"/>	住宅政策課 TEL：30-9086 FAX：30-9743 ※手続きできる窓口は本庁のみです	13
	亡くなられた方が同居者である	■同居者異動届		<input type="checkbox"/>		
子 ど も	特別児童扶養手当の受給者である	■受給者死亡兼未支払手当請求 ※児童を今後養育していく方は特別児童扶養手当を受給できる可能性があります		<input type="checkbox"/>	家庭子ども相談課 TEL：30-9066 FAX：30-9718	13
農 地 相 続	農地の所有者である	■農地を相続された方は農地法の規定による農業委員会への手続きが必要です		<input type="checkbox"/>	農業委員会事務局 TEL：30-9236 FAX：30-9717 ※各総合支所でも手続きできます	14
上 下 水 道	使用名義人である	■名義変更・使用中止		<input type="checkbox"/>	久留米市企業局 上下水道料金センター TEL：30-8512 FAX：30-8560	14
浄 化 槽	浄化槽管理者である	■管理者の変更・休止届		<input type="checkbox"/>	久留米市企業局 上下水道部給排水設備課 TEL：30-9237 FAX：38-2694	14
医 療 職 免 許	医療職免許を取得している	■医療職免許の登録まっ消申請		<input type="checkbox"/>	保健所総務医薬課 TEL：30-9725 FAX：30-9833	14
受 信 料 K	NHK放送受信の減免を受けていた	■免除の停止・変更申請等		<input type="checkbox"/>	NHK福岡放送局 TEL：0120-151515 障害者福祉課 TEL：30-9035	15
医 療 費 特 定	特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちである	■受給者証の返納届		<input type="checkbox"/>	保健所健康推進課 TEL：30-9729 FAX：30-9833	—



## 手続きをされる方へ

死亡届の届出後、住民票に記載されるまで数日かかる場合があります。また、お持ちいただくものや来庁される方の続柄によっては、一度の手続きで終わらない場合がありますのでご了承ください。

※お持ちいただくものについては、P4をご確認ください。

### ■久留米市役所（総合支所・市民センター含む）に届出された場合

住民票に記載されるまで、1～2日程度かかりますので、届出後3開庁日以降に窓口へお越しいただくようお願いいたします。

例：土日に届出された場合

翌月曜日に届出順に処理をするため、水曜日以降にお越しください。

### ■久留米市役所以外の自治体に届出された場合

住民票に記載されるまで、7～10日程度かかりますので、その後に窓口へお越しいただくようお願いいたします。

## 手続き窓口のご案内

### ■総合支所（田主丸・北野・城島・三瀬）で手続きされる場合

各課で手続きをしていただきます。（一部手続きができないものもあります）  
電話予約はできません。

### ■市民センター（耳納・筑邦・上津・高牟礼・千歳）で手続きされる場合

一つの窓口で手続きができます。（一部手続きができないものもあります）  
電話予約はできません。

### ■本庁で手続きされる場合

ご予約いただき、ご遺族サポート窓口をご利用いただくか、各課で手続きをしていただきます。

## 【ご遺族サポート窓口】とは

ご遺族サポート窓口は、事前にご予約いただき、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の手続きを中心にワンストップで受付を行う窓口です。手続きによっては、担当課をご案内させていただくことがあります。

なお、当日の予約はできませんので、必ず前日までにご予約ください。

## 【ご遺族サポート窓口】利用方法

電話等での予約が必要です。

予 約 の 電 話 番 号 0942-30-9828

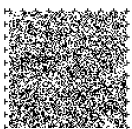
F A X 番 号 0942-30-9758

予 約 受 付 時 間 8:30～17:15

予 約 枠 9時、10時30分、13時、14時30分

※土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く

場 所 久留米市役所 1階市民課 ご遺族サポート窓口



# お持ちいただくもの

## 来庁される方の代表的な持ち物

- ご遺族のための手続きガイド
- 来庁される方の本人確認書類  
※写真付きのもの1点または写真付きでないもの2点以上が必要です。

## 写真付きのもの1点（官公署発行のもの）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、  
個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード（顔写真あり）、  
パスポート、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳等

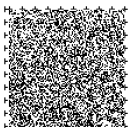
## 写真付きでないものは以下から2点以上

国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、健康保険被保険者証、  
介護保険被保険者証、生活保護受給者証明書（発行後3か月以内）、  
住民基本台帳カード（顔写真なし）、年金手帳（または基礎年金番号通知書）、  
年金証書等

- 印鑑（相続人代表）※ゴム印・スタンプ不可
- 葬儀を執り行った方（喪主）の預金通帳
- 葬儀を執り行ったことを証明するもの（葬儀の会葬礼状、葬儀代の領収書、請求書等）
- 戸籍謄本（亡くなられた方との関係がわかるもの）  
※手続きによっては上記以外の戸籍謄本が必要な場合もあるため、詳しくは担当課へお問い合わせください。

## 亡くなられた方の代表的な持ち物

- 市民カード（印鑑登録証）
- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 住民基本台帳カード
- 国民健康保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 限度額適用認定証（国民健康保険・後期高齢者医療制度）
- 限度額適用・標準負担額減額認定証（国民健康保険・後期高齢者医療制度）
- 特定疾病療養受療証（国民健康保険・後期高齢者医療制度）
- 医療証（重度障害者医療証・子ども医療証・ひとり親家庭等医療証）
- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担額割合証（介護保険）
- 介護保険負担限度額認定証（介護保険）
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神保健福祉手帳
- 年金証書
- 年金手帳または基礎年金番号通知書



※委任する人がすべて記入してください。  
※記入もれ等不備がある場合は受付できないことがあります。

## 委任状

久留米市長 宛て

この委任状を記入した日 令和 年 月 日

### 委任者(依頼する方)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

日中の連絡が取れる電話番号 \_\_\_\_\_

私は次の者を代理人として、下記の事項を委任します。

### 代理人(依頼された方)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

【委任事項】(必要な個所にチェック「✓」又は記入してください。)

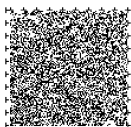
故人 \_\_\_\_\_ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 世帯主の変更
- 医療証の返納(重度障害者医療証・子ども医療証・ひとり親家庭等医療証)
- 児童手当・(特別)児童扶養手当の未支払請求
- 全部事項証明書(戸籍謄本)の交付申請および受領  
(本委任状を使用して申請できるのは本籍地が久留米市の方のみです)
- 住民票等の写しの交付申請および受領  
(本委任状を使用して申請できるのは住所地が久留米市の方のみです)
- その他( )
- 委任状原本還付

(注1) 行政書士にあたっては行政書士証票(申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証)を申請書等を提出する際、提示すること。

(注2) 代理人が行政書士である場合は、行政書士登録番号を記載すること。

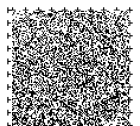
(注3) 行政書士ではない方が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出書類を作成することを業とすることは、行政書士法違反となり、刑事罰が科される場合があること。



国民年金に関する相談を希望する方は、P18の委任状(日本年金機構あて)が別途必要です。

## 市役所以外での主な手続き一覧

区分	手続きの種類	主な手続き	問い合わせ先
年金	厚生年金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■未支給年金の請求</li> <li>■遺族厚生年金請求</li> </ul>	久留米年金事務所 TEL：0942-33-6192 ※その他の年金はP11をご確認ください。
	普通自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>■税金に関する手続き</li> <li>■名義変更・廃車</li> </ul>	久留米県税事務所 TEL：0942-30-1012 久留米自動車検査登録事務所 TEL：050-5540-2081
	軽自動車 バイク (125cc超)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■名義変更・廃車</li> <li>■名義変更・廃車</li> </ul>	軽自動車検査協会 TEL：050-3816-5918 久留米自動車検査登録事務所 TEL：050-5540-2081
相続等	国税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>■相続手続き</li> <li>■所得税・消費税申告手続き</li> </ul>	久留米税務署 TEL：0942-32-4461
	法定相続情報証明制度 自筆証書遺言書保管制度 不動産登記関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>■法定相続情報一覧図作成</li> <li>■自筆証書遺言書の保管</li> <li>■土地・家屋等移転登記</li> </ul>	法務局 久留米支局 TEL：0942-39-2121
	遺言書 相続放棄	<ul style="list-style-type: none"> <li>■検認・開封</li> <li>■相続放棄の申立</li> </ul>	福岡家庭裁判所 久留米支部 総合窓口係 TEL：0942-32-5371
	旅券・在留カード等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■返納</li> <li>■返納</li> </ul>	久留米パスポートセンター TEL：0942-30-1060 福岡出入国在留管理局 TEL：092-717-7595 ※特別永住者証明書：出入国在留管理局へ直接持参していただくか、または住所地の市役所でもお預かりできます。 ※在留カード：出入国在留管理局へ直接持参ください。
保険	生命保険等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■死亡保険の請求</li> <li>■入院給付金の請求 等</li> </ul>	加入していた生命保険会社又は代理店
	預貯金口座等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■口座凍結の解除</li> </ul>	各金融機関 等
	株式等 国債	<ul style="list-style-type: none"> <li>■名義変更</li> <li>■記名変更</li> <li>■償還金受領</li> </ul>	各証券会社 等 償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局
電話	固定電話・携帯電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>■契約継承・解約</li> </ul>	各契約会社
電気・ガス・NHK他	インターネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>■名義変更・解約</li> </ul>	各契約会社
	NHK受信料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■名義変更・解約</li> </ul>	・フリーダイヤル：0120-151515 (フリーダイヤルにつながらない場合) ・有料ダイヤル： 050-3786-5003
	電気・ガス料金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■名義変更・解約</li> </ul>	各契約会社
	ケーブルテレビ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■名義変更・解約</li> </ul>	各契約会社
	クレジットカード	<ul style="list-style-type: none"> <li>■解約</li> </ul>	各契約会社



# ①世帯主の変更

手続きできる窓口  
総合支所・市民センター・本庁

世帯主の方が亡くなられた場合、世帯主が変更になります。同一世帯に残された世帯員が2名以上おられる場合、そのうちのどなたかを新世帯主とする届出が必要です。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類（運転免許証等） <b>▼法定代理人が手続きされる場合</b> <input type="checkbox"/> 法定代理人であることがわかる書類 <b>▼任意代理人が手続きされる場合</b> <input type="checkbox"/> 委任状	<b>【手続きできる人】</b> <input type="checkbox"/> 同一世帯員 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人 <b>【期限】</b> 亡くなられた日から14日以内	・市民課 （本庁1階④⑤番窓口） TEL：0942-30-9027 FAX：0942-30-9758 ・各総合支所（市民福祉課） ・各市民センター

# ②—1 保険証の返還

（国民健康保険・後期高齢者医療）

手続きできる窓口  
総合支所・市民センター・本庁

亡くなられた方が国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入していた場合、保険証等を返還してください。

※病院の支払い手続き終了後、ご持参ください。

※亡くなられた方が世帯主の場合は、世帯員全員の国民健康保険証等の返還が必要です。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <b>▼お持ちの方のみ</b> <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証 <input type="checkbox"/> はり・きゅう・マッサージ受診証	<b>【手続きできる人】</b> 遺族 <b>【期限】</b> お早めに	・健康保険課 給付チーム （本庁1階⑥番窓口） TEL：0942-30-9029 FAX：0942-30-9751 ・各総合支所（市民福祉課） ・各市民センター

# ②—2 葬祭費の支給申請

（国民健康保険・後期高齢者医療）

手続きできる窓口  
総合支所・市民センター・本庁

国民健康保険被保険者・後期高齢者医療保険被保険者が亡くなられた場合、申請により「葬祭費（3万円）」が支給されます。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬儀を執り行ったことを証明するもの （葬儀の会葬礼状、葬儀代の領収書、請求書等） <input type="checkbox"/> 葬儀を執り行った方（喪主）の通帳	<b>【手続きできる人】</b> <input type="checkbox"/> 葬儀を執り行った方（喪主） <input type="checkbox"/> 遺族 <b>【期限】</b> 葬儀を行った日の翌日から2年以内	・健康保険課 給付チーム （本庁1階⑥番窓口） TEL：0942-30-9029 FAX：0942-30-9751 ・各総合支所（市民福祉課） ・各市民センター

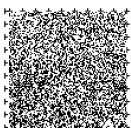
# ②—3 高額療養費の支給申請

（国民健康保険・後期高齢者医療）

手続きできる窓口  
総合支所・市民センター・本庁

ひと月のお支払額が自己負担限度額を超えている場合、高額療養費の申請をしてください。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <b>国民健康保険の場合</b> </div> <b>▼共通して必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 領収書 <b>▼亡くなられた方が単身世帯または世帯主の場合</b> <input type="checkbox"/> 振込先の口座番号がわかるもの（相続人名義） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの）※相続人が同世帯の場合は不要 <b>▼亡くなられた方が世帯主以外の場合</b> <input type="checkbox"/> 振込先の口座番号がわかるもの（世帯主名義） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> <b>後期高齢者医療の場合</b> </div> <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振込先の口座番号がわかるもの（相続人名義） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの）※相続人が同世帯の場合は不要	<b>【手続きできる人】</b> <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 遺族 <b>【期限】</b> 診療月の翌月1日から2年以内	・健康保険課 給付チーム （本庁1階⑥番窓口） TEL：0942-30-9029 FAX：0942-30-9751 ・各総合支所（市民福祉課） ・各市民センター





## ②—4 高額療養費等振込口座の変更

(国民健康保険・後期高齢者医療)

手続きできる窓口  
総合支所・市民センター・本庁

国民健康保険の方・・・(亡くなられた方が世帯主の場合)  
生前に申請された高額療養費等の振込ができなかった場合は、別途ご連絡いたします。  
後期高齢者医療の方・・・(対象者のみ)  
高額療養費等の振込先口座の変更手続きをしてください。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振込先の口座番号がわかるもの(相続人名義) ▼亡くなられた方と相続人が死亡時に別世帯であった場合 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの)	<b>【手続きできる人】</b> <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 遺族 <b>【期限】</b> お早めに	・健康保険課 給付チーム (本庁1階⑥番窓口) TEL: 0942-30-9029 FAX: 0942-30-9751 ・各総合支所(市民福祉課) ・各市民センター

## ②—5 国民健康保険料引落口座の変更

手続きできる窓口  
総合支所・市民センター・本庁

亡くなられた方が国民健康保険料の口座振替をしており、今後も口座振替を希望される場合、変更の手続きが必要です。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 変更後の通帳及び通帳の届出印 または、キャッシュカード (キャッシュカードでの登録は、4桁の暗証番号も必要です)	<b>【手続きできる人】</b> 遺族 <b>【期限】</b> お早めに	・健康保険課 収納チーム (本庁1階⑦番窓口) TEL: 0942-30-9031 FAX: 0942-30-9751 ・各総合支所(市民福祉課) ・各市民センター

## ②—6 後期高齢者医療の送付先申請

手続きできる窓口  
総合支所・市民センター・本庁

今後、亡くなられた方に関する通知類の送付先を変更する必要がある場合、手続きをしてください。

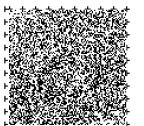
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	<b>【手続きできる人】</b> 遺族 <b>【期限】</b> お早めに	・健康保険課 給付チーム (本庁1階⑥番窓口) TEL: 0942-30-9029 FAX: 0942-30-9751 ・各総合支所(市民福祉課) ・各市民センター

## ③—1 介護保険被保険者証の返還

手続きできる窓口  
総合支所・市民センター・本庁

亡くなられた方が65歳以上または介護認定を受けており、介護保険被保険者証等をお持ちの場合は返還してください。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	<b>【手続きできる人】</b> 遺族 <b>【期限】</b> お早めに	・介護保険課 計画・給付チーム (本庁6階) TEL: 0942-30-9036 FAX: 0942-36-6845 ・各総合支所(市民福祉課) ・各市民センター



### ③—2 介護保険高額介護サービス費の支給 または振込口座変更

手続きできる窓口  
総合支所・市民センター・本庁

介護保険サービスの利用者負担額が上限を超えた場合、高額介護サービス費が支給されます。亡くなられた方が高額介護サービス費の支給を受けていた場合は、振込先を変更する手続きが必要です。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 振込先の口座番号がわかるもの（相続人名義） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの） ※状況に応じて、上記以外の戸籍謄本が必要な場合もあるため、詳しくはお問い合わせください。	【手続きできる人】 相続人 【期限】 サービス利用月の翌月1日から2年以内	・介護保険課 計画・給付チーム（本庁6階） TEL：0942-30-9036 FAX：0942-36-6845  ・各総合支所（市民福祉課） ・各市民センター

### ③—3 介護保険料の精算

手続きできる窓口  
総合支所・本庁

65歳以上の方が亡くなられた場合、お亡くなりになる前までの介護保険料を月割りで再計算し、約1ヶ月後に変更のお知らせ（納付通知書）を送付いたします。還付が発生する場合は、目安として3ヶ月程度後に申請書（介護保険料還付申立書）を送付いたします。書類は通常亡くなられた方の住民登録上の住所へご遺族様宛てで送付いたします。別住所への送付を希望される場合は問い合わせ先までご連絡ください。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<b>▼還付の場合</b> <input type="checkbox"/> 介護保険料還付申立書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（亡くなられた方と相続人の関係がわかるもの）  ※世帯の状況に応じて、必要書類が異なる場合があるため、詳しくは還付請求のお知らせ（還付申立書に同封）をご確認ください。	【手続きできる人】 相続人 【期限】 還付申立書の右下の日付から2年以内	・介護保険課 保険料チーム（本庁6階） TEL：0942-30-9240 FAX：0942-36-6845  ・各総合支所（市民福祉課） ※各市民センターではお取り扱いできません。

### ④—1 介護用品支給事業（おむつ券の支給）

手続きできる窓口  
総合支所・本庁

おむつ券の支給を受けていた方が亡くなられた場合、喪失届の提出とおむつ券の返却が必要です。

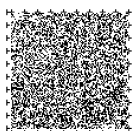
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 久留米市介護用品支給事業給付券（おむつ券）	【手続きできる人】 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> ケアマネジャー 等 【期限】 亡くなられてから14日以内	・長寿支援課 相談・支援チーム（本庁6階） FAX：0942-30-9038 FAX：0942-36-6845  ・各総合支所（市民福祉課） ※各市民センターではお取り扱いできません。

### ④—2 高齢者配食サービス事業

手続きできる窓口  
総合支所・本庁

市の配食サービスを利用されていた方が亡くなられた場合、辞退届の提出が必要です。なお、注文先のお弁当業者への中止の連絡も忘れずお願いします。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> なし	【手続きできる人】 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> ケアマネジャー 等 【期限】 亡くなられてから14日以内	・長寿支援課 相談・支援チーム（本庁6階） TEL：0942-30-9038 FAX：0942-36-6845  ・各総合支所（市民福祉課） ※各市民センターではお取り扱いできません。



## ④—3 緊急通報システム貸与事業

手続きできる窓口  
総合支所・本庁

緊急通報システムを貸与されていた方が亡くなられた場合、利用辞退届の提出が必要です。また、後日、委託業者との撤去作業の立会いも必要です。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
□なし	【手続きできる人】 □親族 □ケアマネジャー 等 【期 限】 亡くなられてから14日以内	・長寿支援課 相談・支援チーム (本庁6階) TEL: 0942-30-9038 FAX: 0942-36-6845  ・各総合支所(市民福祉課) ※各市民センターではお取り扱いできません。

## ⑤—1 医療証の返還

(重度障害者医療証・子ども医療証・ひとり親家庭等医療証)

手続きできる窓口  
総合支所・市民センター・本庁

重度障害者医療証・子ども医療証・ひとり親家庭等医療証をお持ちの方が亡くなられた場合、医療証の返還が必要です。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
□重度障害者医療証 □子ども医療証 □ひとり親家庭等医療証	【手続きできる人】 どなたでもできます 【期 限】 なし	・医療・年金課 医療チーム (本庁1階⑧番窓口) TEL: 0942-30-9034 FAX: 0942-30-9107  ・各総合支所(市民福祉課) ・各市民センター

## ⑤—2 ひとり親家庭等医療の認定申請

手続きできる窓口  
総合支所・市民センター・本庁

配偶者が亡くなられて、18歳未満の児童を監護されている場合、ひとり親家庭等医療に該当する場合がありますので、お問い合わせください。

\*所得制限があります。

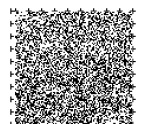
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
□戸籍謄本 □健康保険証 等  ※状況に応じて必要書類が異なるため、詳しくはお問い合わせください。	【手続きできる人】 18歳未満の児童を監護する方 【期 限】 速やかに (申請月からの認定になります)	・医療・年金課 医療チーム (本庁1階⑧番窓口) TEL: 0942-30-9034 FAX: 0942-30-9107  ・各総合支所(市民福祉課) ・各市民センター

## ⑥—1 国民年金

手続きできる窓口  
総合支所・市民センター・本庁

亡くなられた方が国民年金を受給しており、支給要件に該当する場合は、未支給年金(老齢基礎年金・遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金)が支給される場合があります。  
亡くなられた方が国民年金に加入しており、支給要件に該当する場合は、遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金が支給される場合があります。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
手続きできる人や、必要書類、申請する窓口は、状況に応じて異なります。詳しくはお問い合わせください。 【期 限】 速やかに  ※代理の方が来庁される場合は、P18の委任状(日本年金機構あて)をご準備ください。 ※手続きは一度では終わらない場合があります。		・医療・年金課 国民年金チーム (本庁1階⑧番窓口) TEL: 0942-30-9032 FAX: 0942-30-9107  ・各総合支所(市民福祉課) ・各市民センター



## ⑥—2 厚生年金等

亡くなられた方が厚生年金、企業年金、共済年金に加入していた場合、または、亡くなられた方が恩給を受給していた場合は、各機関等で手続きが必要です。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
手続きできる人や、必要書類、申請する窓口は、状況に応じて異なります。詳しくはお問い合わせください。 【期 限】 速やかに		
■厚生年金に加入の方 久留米年金事務所 TEL：0942-33-6192 年金ダイヤル TEL：0570-05-1165	■共済年金に加入の方 加入されていた共済組合へお問い合わせください	
■企業年金に加入の方 企業年金連合会 TEL：0570-02-2666	■恩給を受給していた方 総務省恩給相談窓口 TEL：03-5273-1400	

## ⑦—1 障害者手帳の返還

手続きできる窓口  
総合支所・本庁

障害者手帳（身体・療育・精神）所持者が亡くなられた場合は、手帳を返還してください。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 障害者手帳	【手続きできる人】 <input type="checkbox"/> 家族 <input type="checkbox"/> 支援者 等 【期 限】 なし	・障害者福祉課 （本庁14階） T E L：0942-30-9035 F A X：0942-30-9752  ・各総合支所（市民福祉課） ※各市民センターではお取り扱いできません。

## ⑦—2 特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当の喪失届

手続きできる窓口  
総合支所・本庁

各種手当の喪失届の提出が必要です。また、未支給手当の請求ができる場合があるため、該当の方は手続きが必要です。

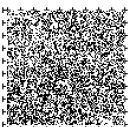
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
▼喪失届の場合 <input type="checkbox"/> なし  ▼未支給手当の請求の場合 <input type="checkbox"/> 請求者の通帳	【手続きできる人】 ▼喪失届の場合 家族 等 ▼未支給手当の請求の場合 亡くなられた時に、受給者本人と 生計を同じくする法定相続人 【期 限】 速やかに	・障害者福祉課 （本庁14階） T E L：0942-30-9035 F A X：0942-30-9752  ・各総合支所（市民福祉課） ※各市民センターではお取り扱いできません。

## ⑦—3 福岡県心身障がい者扶養 共済加入者の年金請求

手続きできる窓口  
総合支所・本庁

亡くなられた方が福岡県心身障がい者扶養共済制度の加入者の場合、手続きが必要です。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 請求書 （障害者福祉課にあります） <input type="checkbox"/> 住民票 （状況に応じて除籍抄本）等  ※状況に応じて必要書類が異なるため、制度 該当の方はお問い合わせください。	【手続きできる人】 家族 等 【期 限】 なし	・障害者福祉課 （本庁14階） T E L：0942-30-9035 F A X：0942-30-9752  ・各総合支所（市民福祉課） ※各市民センターではお取り扱いできません。



## ⑧—1 市県民税代表相続人届出

手続きできる窓口  
総合支所・本庁

亡くなられた方が亡くなった年度にて市・県民税の課税がある場合、代表相続人届出が必要な場合があります。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	【手続きできる人】 相続人 【期限】 速やかに	・市民税課 個人市民税チーム (本庁地下1階) TEL: 0942-30-9008 FAX: 0942-30-9753  ・各総合支所(市民福祉課) ※各市民センターではお取り扱いできません。

## ⑧—2 原動機付自転車・小型特殊自動車の名義変更または廃車手続き

手続きできる窓口  
総合支所・本庁

亡くなられた方が原動機付自転車・小型特殊自動車を所有されていた場合、名義変更または廃車手続きが必要です。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 久留米市のナンバープレート <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 等  ※状況に応じて必要書類が異なるため、詳しくはお問い合わせください。 ※軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。名義変更・廃車はお早めに手続きをお願いします。		・市民税課 諸税チーム (本庁地下1階) TEL: 0942-30-9009 FAX: 0942-30-9753  ・各総合支所(市民福祉課) ※各市民センターではお取り扱いできません。

## ⑨—1 固定資産税納税代表者設定届

手続きできる窓口  
総合支所・本庁

登記の名義変更されるまでの間、亡くなられた方名義の固定資産税を管理していただける方を設定する届出です。  
 ※翌年の1月1日までに相続登記が終わらない場合

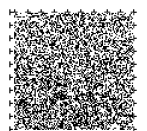
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類	【手続きできる人】 相続人 【期限】 相続開始から3か月以内	・資産税課 (本庁地下1階) TEL: 0942-30-9010 FAX: 0942-30-9753  ・各総合支所(市民福祉課) ※各市民センターではお取り扱いできません。

## ⑨—2 家屋補充台帳登録変更

手続きできる窓口  
総合支所・本庁

亡くなられた方が未登記家屋を所有されていた場合、所有者を変更する届出が必要です。  
 未登記家屋は、法務局に台帳がありませんので、所有者変更は資産税課での手続きになります。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(所有者が亡くなられたことがわかるもの・新所有者が相続人であることがわかるもの)  ▼相続人が市外住民の場合 <input type="checkbox"/> 住民票	【手続きできる人】 相続人 【期限】 なし	・資産税課 (本庁地下1階) TEL: 0942-30-9010 FAX: 0942-30-9753  ・各総合支所(市民福祉課) ※各市民センターではお取り扱いできません。

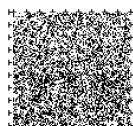


⑩市税の納付に関する手続き			手続きできる窓口 本庁
亡くなられた方が口座振替をされていた場合、口座振替の停止手続きが必要です。			
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 納税通知書（納税義務者番号がわかるもの） または戸籍謄本（相続人であることがわかるもの）	<b>【手続きできる人】</b> 納税義務者番号がわかる方 または相続人 <b>【期限】</b> なし	・ 税収納推進課 庶務・証明チーム （本庁地下1階） T E L : 0942-30-9007 F A X : 0942-30-9753  ※各総合支所・各市民センターではお取り扱いできません。	

⑪市営住宅に関する手続き			手続きできる窓口 本庁
市営住宅にお住まいの方が亡くなられたら、「退去または名義変更」の手続き、「駐車場の解約または名義変更」の手続きが必要です。また、同居者が亡くなられた時は「同居者異動届」が必要です。			
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先	
<b>▼市営住宅の名義変更の場合</b> <input type="checkbox"/> 新名義人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 認印 <input type="checkbox"/> 通帳及び銀行届出印 または、キャッシュカード （キャッシュカードでの登録は、4桁の暗証番号も必要です）  <b>▼駐車場の解約または名義変更の場合</b> <input type="checkbox"/> 駐車場使用許可証（お持ちであれば） <input type="checkbox"/> 車検証（※名義変更の場合のみ） <input type="checkbox"/> 新名義人の運転免許証の写し	<b>【手続きできる人】</b> <b>▼名義人が亡くなられた場合</b> <input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 親族（相続人） <b>▼同居者が亡くなられた場合</b> <input type="checkbox"/> 名義人 <input type="checkbox"/> 同居者 <b>【期限】</b> できるだけ速やかに	・ 住宅政策課 （本庁13階） T E L : 0942-30-9086 F A X : 0942-30-9743  ※手続きできる人・必要書類は個人によって異なるため、詳しくはお問合せください。  ※各総合支所・各市民センターではお取り扱いできません。	

⑫-1 児童手当			手続きできる窓口 総合支所・市民センター・本庁
児童手当の受給者が亡くなられて、未支払の手当がある場合は、児童手当未支払請求書の提出が必要です。また、児童を今後養育していく方は、児童手当の申請が必要です。18歳以下の児童が亡くなられた場合は、職権で手当の減額または資格喪失を行います。			
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 支給対象児童のうち年長者名義の通帳 <input type="checkbox"/> 新規に申請する方の名義の通帳  ※状況に応じて必要書類が異なるため、詳しくはお問い合わせください。	<b>【手続きできる人】</b> 支給対象児童のうち年長者、児童を今後養育していく方 <b>【期限】</b> 受給者が亡くなられた翌日から15日以内	・ 家庭子ども相談課 手当チーム （本庁16階） T E L : 0942-30-9066 F A X : 0942-30-9718  ・ 各総合支所（市民福祉課） ・ 各市民センター	

⑫-2（特別）児童扶養手当			手続きできる窓口 総合支所・市民センター・本庁
（特別）児童扶養手当の受給者が亡くなられて、未支払の手当がある場合は、受給者死亡兼未支払手当請求書の提出が必要です。また、児童を今後養育していく方は、（特別）児童扶養手当を受給できる可能性があります。支給対象者が亡くなられた場合は、職権で減額または資格喪失を行います。			
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先	
<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 支給対象児童のうち年長者名義の通帳  ※状況に応じて必要書類が異なるため、詳しくはお問い合わせください。	<b>【手続きできる人】</b> 支給対象児童のうち年長者、児童を今後養育していく方 <b>【期限】</b> 受給者が亡くなられてから14日以内	・ 家庭子ども相談課 手当チーム （本庁16階） T E L : 0942-30-9066 F A X : 0942-30-9718  ・ 各総合支所（市民福祉課） ・ 各市民センター ※特別児童扶養手当は各市民センターではお取り扱いできません。	

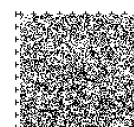


⑬農地に関する手続き		手続きできる窓口 総合支所・本庁
亡くなられた方が農地を所有していた場合、その農地を相続された方は、農地法の規定による農業委員会への手続きが必要です。		
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続登記完了後の農地の登記事項証明書（全部事項証明書）など相続されたことがわかる法務局の書類 ※写しでも可	<b>【手続きできる人】</b> 農地を相続された方 <b>【期限】</b> 相続された（農地の権利取得を知った）時点からおおむね10か月以内	・農業委員会事務局 （本庁15階） T E L : 0942-30-9236 F A X : 0942-30-9717  ・田主丸事務所 0943-72-2110 ・北野事務所 0942-78-3569 ・城島事務所 0942-62-2115 ・三瀧事務所 0942-64-2315

⑭上下水道の名義変更または使用中止手続き		手続きできる窓口 久留米市企業局
上下水道の使用名義人が亡くなられた場合、名義変更または使用中止等の手続きが必要です。個人の方は、お電話のみで手続きが可能です。		
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> なし	<b>【手続きできる人】</b> <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 関係者 <b>【期限】</b> なるべく早く	久留米市企業局 1階 上下水道料金センター T E L : 0942-30-8512 F A X : 0942-30-8560  ※北野町で上水道利用の場合は、三井水道企業団へご連絡ください。 T E L : 0942-72-5106 F A X : 0942-73-2796

⑮浄化槽管理者の変更または休止手続き		手続きできる窓口 久留米市企業局
浄化槽管理者が亡くなられた場合、浄化槽管理者の変更の手続きをしてください。そのまま継続して浄化槽を使用する場合は、使用する方が新しい浄化槽管理者として変更報告書を提出してください。空き家となり、しばらく使用しないが将来的に使用する予定がある場合は、休止届を提出してください。		
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 認印（新しい浄化槽管理者）	<b>【手続きできる人】</b> 新しい浄化槽管理者 <b>【期限】</b> なし	久留米市企業局上下水道部 合川庁舎2階 給排水設備課 浄化槽チーム  T E L : 0942-30-9237 F A X : 0942-38-2694

⑯医療職免許の登録まっ消申請		手続きできる窓口 保健所
医療職免許を取得した方が亡くなられた場合、免許の登録まっ消申請が必要です。		
ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 次のいずれか ・亡くなられたことがわかる戸籍抄（謄）本（原本） ・死亡診断書または死体検案書（写しでも可） <input type="checkbox"/> 医療職免許証 ※亡失した場合はご相談ください。	<b>【手続きできる人】</b> 戸籍法上による死亡の届出義務者 ・同居家族 ・その他の同居者 ・家主、地主等 <b>【期限】</b> 亡くなられてから30日以内  ※死亡後30日を過ぎてからの手続きの場合は、遅延理由書の添付が必要となります。	商工会館4階 久留米市保健所総務医薬課 医事薬事チーム  T E L : 0942-30-9725 F A X : 0942-30-9833



## その他 NHK受信料減免

NHK放送受信の減免を受けていた世帯員が亡くなられた場合、免除の停止または変更申請等が必要な場合があります。

ご準備いただくもの	手続きできる人・期限	問い合わせ先
状況に応じて異なるため、問い合わせ先へ電話連絡をお願いします。	【手続きできる人】 家族等 【期限】 なるべく早く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NHK福岡放送局 フリーダイヤル：0120-151515 TEL：092-715-7111</li> <li>・障害者福祉課 (本庁14階) TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752</li> </ul>

### 大切な方を亡くされた方へ

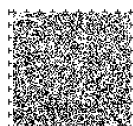
大切な人、または身近な存在を亡くしたとき、私たちはこころとからだに変化をきたすことがあります。

たとえば、気分が落ちこむ、食欲がない、眠れない、頭痛やめまいがする、息苦しいなどの変化が起こることがあります。大きな悲しみを経験した後に、こうしたこころやからだの変化が起こるのはごく自然なことです。

しかし、こうした変化によって、生活に支障が出たり、悲しみやつらさが長く続いたりするときは、一人で抱え込まず、まずはお話してみませんか。

久留米市保健所保健予防課では、市民の皆さまの心の健康に関するご相談をお聴きしています。他にも、安心して思いを語ることでできる場所もあります。匿名でも構いません。秘密は厳守しますので、ご利用ください。

相談窓口	電話番号	受付時間等
久留米市保健所 保健予防課	TEL：0942-30-9728 FAX：0942-30-9833	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健師による相談 (月)～(金) 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)</li> <li>○精神科医による相談 ※要予約 (木) 13:30～15:00 (祝日・年末年始・盆・第5週を除く)</li> </ul>
久留米グリーンケアCafé グリーン専門士がお気持ちに耳を傾けます	TEL：070-1970-1953	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参加費：初回無料 (2回目以降1,000円)</li> <li>○場所：ふれあいほ～る (久留米市中央町35-1) 詳しくは「久留米グリーンケアcafé」で検索</li> </ul>
よりそい ホットライン	TEL：0120-279-338 FAX：0120-773-776	24時間対応
福岡 いのちの電話	TEL：092-741-4343	24時間対応





# 相続に関する 市民無料相談のご案内

電話予約・お問い合わせ先  
久留米市役所広聴・相談課

TEL 30-9017

FAX 30-9711

市民相談のご案内HP  
はこちらからです ↓

弁護士や行政書士など専門相談窓口のご案内です。



## 予約が必要な相談

### 本庁6階 広聴・相談課

相談区分・種類	実施日	時 間	内 容	相談員
弁護士相談 (予約制：12名)	原則 第1・ 2・4水曜日	13:00 ～16:00 (1人30分)	相続人の範囲、遺産分割な どの相続全般に関する法 律問題の相談	福岡県弁護士会 筑後部会
税理士相談 (予約制：6名)	原則 第1月曜日	13:00 ～16:00 (1人30分)	相続税や贈与税などの税 金に関する相談	九州北部税理士 会久留米支部
司法書士相談 (予約制：12名)	原則 第2木曜日	13:00 ～16:00 (1人30分)	相続による不動産名義変 更などの登記に関する相 談	福岡県司法書士 会筑後支部

### 各総合支所（田主丸・北野・城島・三潴）

相談区分・種類	実施回数	時 間	内 容	相談員
弁護士相談 (予約制：4名)	各支所 毎月1回	13:30 ～15:30 (1人30分)	相続人の範囲、遺産分割な どの相続全般に関する法 律問題の相談	福岡県弁護士会 筑後部会

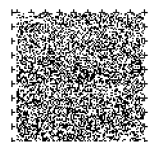
### 各市民センター（耳納・筑邦・上津・千歳・高牟礼）

相談区分・種類	実施回数	時 間	内 容	相談員
弁護士相談 (予約制：4名)	一カ所 (順番) 毎月1回	14:00 ～16:00 (1人30分)	相続人の範囲、遺産分割な どの相続全般に関する法 律問題の相談	福岡県弁護士会 筑後部会

## 予約が不要な相談

### 本庁6階 広聴・相談課

行政書士相談 (予約不要)	原則 第1火曜日	10:00 ～15:00	遺産分割協議書などの書 き方に関する相談	福岡県行政書士 会
------------------	-------------	-----------------	-------------------------	--------------



令和6年4月から相続登記が義務化されます。

あなたの相続手続きを応援します！

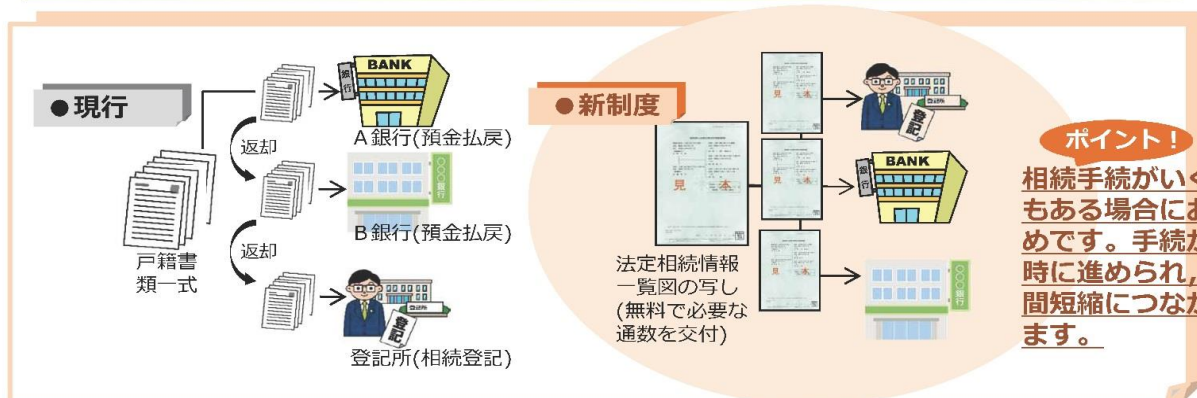


# 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※)。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

## 制度の概要



## 手続の流れ

### ～法定相続情報証明制度の手続の3STEP!～



法定相続情報一覧図の写しの交付

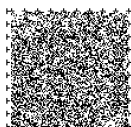
戸籍謄本の束の代わりにして各種相続手続きへお使いください。

未来につなぐ相続登記  
不動産の相続登記をお忘れなく!  
次の世代へのつとめです

法定相続情報証明制度の詳細な手続は、[法務局ホームページ](#)でもご覧いただけます。

福岡法務局

(令和3年4月1日改訂)



# 委任状

日本年金機構 へて

※委任日は委任状を書いた日です。

※網掛け部分は記入が必要です。

委任日 令和 年 月 日

## 【受任者(来所される方)】

フリガナ		委任者(ご本人) との関係	
氏名			
住所	〒 -	電話 ( )	-

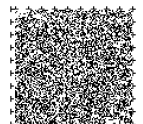
私は、上記の者を受任者と定め、以下の内容を委任します。

## 【委任者(ご本人)】

基礎年金番号		基礎年金番号が不明である場合またはマイナンバーでのご相談の場合は、裏面の注意事項をご確認ください。									
フリガナ		生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和								
氏名	(旧姓 )			年 月 日							
		性別	男 ・ 女								
住所	〒 -	電話 ( )	-								
	上記に記入した住所が住民票住所と異なる場合は、こちらに住民票の住所をご記入ください。										
委任する内容 (必ずご記入ください)	<p>委任する内容を次の項目から選ぶか、具体的にご記入ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>年金の加入期間について</li> <li>年金の見込額について</li> <li>年金の請求について</li> <li>各種再交付手続きについて (裏面の《来所時等の注意事項》をご確認ください)</li> <li>死亡に関する手続きについて (注)</li> <li>国民年金の加入手続きについて</li> <li>国民年金保険料の納付、免除、学生納付特例制度等について</li> <li>その他 (委任する内容を具体的にご記入ください)</li> </ol> <p>( )</p> <p><input type="radio"/> 年金の「加入期間」や「見込額」などの交付方法について次のいずれかを選んでください。 A. 受任者に交付を希望する B. 本人へて郵送を希望する</p> <p>(注) 「5.」の場合、以下に亡くなられた方についてご記入ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>基礎年金番号</td> <td></td> <td>委任者(ご本人)との続柄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>生年月日</td> <td>明・大・昭・平・令 年 月 日</td> </tr> </table>			基礎年金番号		委任者(ご本人)との続柄		氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日
基礎年金番号		委任者(ご本人)との続柄									
氏名		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日								

※裏面の注意事項をお読みいただき、記入漏れのないようにお願いします。

なお、委任状の記入内容に不備があったり、本人確認ができない場合にはご相談に応じられないことがあります。



## 《作成上の注意事項》

### 【受任者（来所される方）】欄

- 「受任者（来所される方）」欄は、委任者（ご本人）が誰に何を委任するかを決め、その方の氏名、住所、電話番号、委任者（ご本人）との関係、委任内容および委任日（委任状の作成日）をご記入ください。

### 【委任者（ご本人）】欄

- 「委任者（ご本人）」欄については、委任者（ご本人）の基礎年金番号、氏名（旧姓がある場合を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号をご記入ください。
- なお、委任する内容について、1. ～8. の項目から選んで○印をつけてください。（8. を選んだ場合には、委任する内容を具体的に記入ください。）
- また、年金の「加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法をA、Bの項目から選んで○印をつけてください。

※ 亡くなられた方の個人情報の回答は、相談者が遺族年金等の受給権者または相続人に限られますのでご注意ください。

### 【基礎年金番号が不明である場合またはマイナンバーでのご相談の場合】

次の①～③のご相談を承っております。ご確認いただき、ご不明点は年金事務所等にお問い合わせください。

#### ① 「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書のご持参によるご相談

- ご本人宛にお送りしている「ねんきん定期便」や日本年金機構が発行した各種通知書をお持ちください。
- 基礎年金番号欄は空欄のまま結構です。

#### ② マイナンバーでのご相談

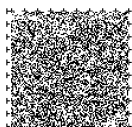
- マイナンバーを確認できる書類またはその写しを代理人へお渡しください。
- 基礎年金番号欄は空欄のまま結構です。（マイナンバーのご記入は不要です。）
- マイナンバーの情報からご本人の基礎年金番号に結びつかない場合（住民票上の住所と居所が異なるなど）、直接、委任者（ご本人）への確認をさせていただくことがあります。

#### ③ 「ねんきん定期便」や各種通知書がお手元がない場合およびマイナンバーでのご相談をされないとき

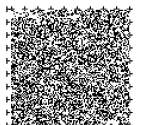
- 受任者（来所される方）は、委任者（ご本人）の運転免許証やパスポート等の本人確認ができるものの写しを添付してください。（詳しくは年金事務所等にお問い合わせください。）
- 受任者（来所される方）へ、委任者（ご本人）の住所変更履歴等をお聞きすることがあります。

## 《来所時等の注意事項》

- 個人情報入手する目的で受任者を装って相談を行う者（なりすまし）の防止のため、受任者の本人確認を行います。
- 受任者（来所される方）が来所等される場合は、運転免許証やパスポートなど受任者（来所される方）ご自身の本人確認ができるもの（文書による相談の場合は写し）が必要となりますのでご用意ください。（詳しくはお問い合わせください。）
- 基礎年金番号通知書の再交付につきましては、取扱い上窓口での交付ができません。委任者（ご本人）の登録の住所あてに送付となりますのでご了承ください。
- 年金事務所、街角の年金相談センターでは、予約制にて年金相談・手続きを承っております。あらかじめ予約のうえ、ご来所いただくようお願いいたします。



<MEMO>



庁舎階別配置図

1 6F

1601 会議室	家庭子ども相談課	こども子育てサポートセンター
監査委員 室	監査委員 事務局	家庭子ども相談課
子ども保育課 (保育士・保育所支援センター・ 幼稚園就園奨励費)		

1 4F

選挙管理委員 会事務局 公平委員会事 務局	久留米市 民生委員 児童委員 協議会	地域福祉課	健康福祉部総務
障害者福祉課			

1 2F

都市建設部総務	都市計画課 広域事業調整課	交通政策課
市民文化部総務	文化財保護課	久留米耕 技術保存 会
	文化 振興課	まちなか 整備課

1 0F

防災 ルーム	防災対策課	河川課 九州治水期成同盟連合会	財産管理課
路政課		道路整備課	

7F

健康相談室	総務部 総務課	行財政改革推進課
協働推進課	安全安心 推進課	人事厚生課

1 F

市民課	健康保険課	医療・年金課
-----	-------	--------

B1F

資産税課	市民税課	税収納推進課	銀行	会計室	車両・ 文書
生活支援第2課					
生活支援第1課					

1 7F

教育長室	教育部総務	学校教育課
学校保健課 学校給食会	久留米市 外三市町 高等学校 組合	教職員課
学校施設課		

1 5F

子ども 未来部 総務	農村森林整備課	農業委員会 事務局
子ども政策課	生産流通課	農業の魅力推 進課
	農政課	農政部総務

1 3F

会議室	契約課	工事検査課
会議室	住宅政策課	建築指導課

1 1F

公園緑化推進課	建築課	設備課
労政課	商工政策課	新産業 創出支 援課
	企業誘致 推進課	観光・国際課
		商工観光 労働部総務

9F

レクチャー ルーム	人権・同和 対策課	男女平等政策課	財政課
記者クラ ブ	防災 本部 室	広報戦略課 (移住定住促 進センター)	総合政策課 創生戦略推進室
筑期同 筑水協			

6F

広聴・相談課 外国人相談窓口	介護保険課
地域コミュニティ課 校区まち協	長寿支援課
事後 処理室	

5F 情報政策課
8F 秘書室
1 8F 議会事務局

